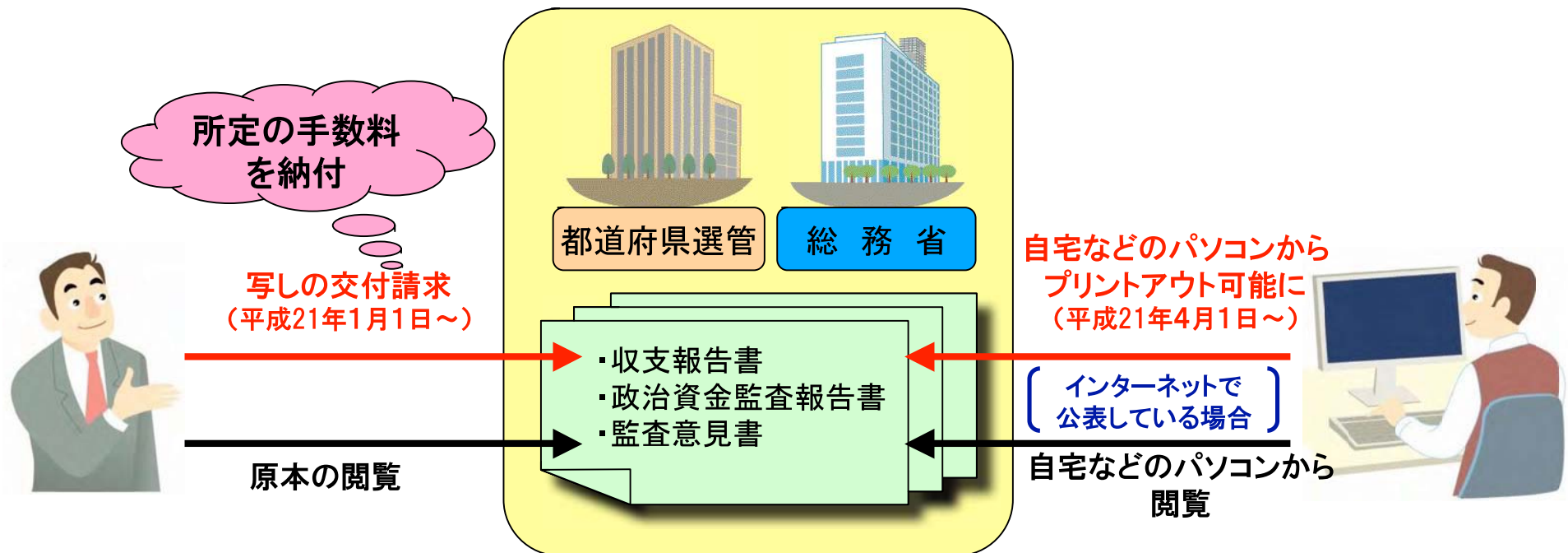


収支報告書の写しの交付など

- ・ 収支報告書については、これまで「閲覧」だけでしたが、法改正により、**写しの交付の請求が可能**になります。（平成21年1月1日から施行されます。）
- ・ 収支報告書等の写しの交付請求ができるのは要旨公表日から3年間です。
- ・ 収支報告書等の写しの交付を請求する場合は、所定の**手数料の納付が必要**です。
※手数料の金額は、総務大臣提出分については政令で、都道府県選管提出分については各都道府県の条例で定められます。
- ・ 収支報告書等がインターネットで公表された後は、**自宅などでプリントアウト**できるようになります。（総務大臣届出分は平成21年4月1日から予定）



※収支報告書等の写しの交付請求に関する具体的な手続きは、今後、総務省令で定められる予定です。